

## 札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱

平成 28 年 7 月 28 日市民文化局長決裁

一部改正 平成 30 年 9 月 20 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市において安全で安心なまちづくり活動に功績のあった者に対して行う表彰に関し、必要な事項を定めることにより、安全で安心なまちづくりに関する市民及び団体等の意識の高揚を図り、もって安全に安心して暮らせるまちの実現を推進することを目的とする。

(表彰の名称)

第 2 条 この要綱による表彰（以下「表彰」という。）の名称は、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰という。

(表彰の対象)

第 3 条 表彰の対象は、次に掲げる個人、団体又は事業者で、市内に在住し、又は市内を拠点に活動しているものとする。

- (1) 町内会などの地域における防犯活動において功績のあった個人又は団体
- (2) 組織を挙げて地域の防犯活動等を積極的に推進する事業者
- (3) 保護司として、更生保護活動に功績のあった個人

(候補者の推薦)

第 4 条 表彰の候補者を推薦しようとする者は、別に定める推薦調書を市民文化局長に提出するものとする。

(候補者の選考)

第 5 条 表彰の候補者の選考は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例（平成 21 年条例第 17 号）第 13 条第 1 項に基づき設置する犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会において、別に定める選考基準に沿って行う。ただし、必要がある場合は、同条第 7 項に基づき設置する部会において行うことができる。

(被表彰者の決定)

第 6 条 被表彰者の決定は、前条の規定による選考を基にして市長が行う。

(表彰の方法)

第 7 条 表彰は、原則として毎年、市長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。